

意見書

奈良地方裁判所 御中

平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件の被告 宮内 正巖

森川さつき担当裁判官の訴訟指揮に強く抗議し、回避・忌避を求めるために本意見書を提出させていただきます。

1 「審理を尽くさない裁判官」

第2回口頭弁論は、同年5月13日に奈良地方裁判所にて開かれました。双方提出の準備書面の陳述扱い後、被告代理人弁護士が準備書面の要旨を口頭で陳述しました。この直後森川さつき裁判官は突然に、当日を持って弁論を終結し判決言い渡し日を指定しようとしてしました。まだ始まったばかりなのに、いきなり理由も述べることなく、弁論を終結しようとする裁判官のやり方に、被告席にいた私は驚きと同時に奇異なものを感じました。

被告である私への一回の尋問もなく、ようやく主張の骨子が双方から出た段階です。被告側に原告側の準備書面への反論の機会さえも与えず一方的に弁論を終結し、判決日を決めようとしてしました。当然被告代理人の弁護士が、口頭で森川さつき裁判官の忌避申し立てをされました。

私は殊更に裁判を長期化するつもりはありません。だからと言って双方の言い分を十分に戦わせることもなく、何が何でも急いで判決を言い渡す必要性は全くも見当たらないと考えています。

裁判官(裁判所)は、双方の言い分を聞くことが本質であり、又法的紛争を最終的に解決するところです。証拠に基づいて事実を認定し、法的に判断するという正確性、厳密性に重点が置かれた手続きがされるものと理解していました。当然反論・弁明の機会を十分に保障し、審理をつくした上で弁論を終結し判決がなされるものだとは、固く信じていました。

裁判所は双方の主張、立証を十分に聞き公正に判断してくれるものと信頼していましたが、森川裁判官の審理の進め方は、司法の信頼を失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。

裁判を傍聴された人たちからも異様な裁判の進め方に強い憤りが示されていました。「拙速すぎる対応ではないのか」「被告の言い分に対して聞く耳を持たない

態度では」「始めから結論ありきではないのか」「戦前の弁士中止」を彷彿させるものを感じた等の意見が寄せられています。

森川裁判官への回避・忌避を求める請願署名を奈良地方裁判所にわずか5日間余りの短い期間に1000名を超える署名を添えて提出されています。それだけにとどまらず、全国から奈良地方裁判所へ裁判官への回避・忌避などを求める相当数のハガキ等が寄せられているようです。

2 「裁判を真摯に誠実かつ公正・公平に」

2015年（H27年）10月、奈良簡易裁判所裁判官も、「・・・基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位の法律解釈と確定が必要になってくる」と指摘され、本件訴訟を奈良地方裁判所へ移送しました。

奈良簡易裁判官の移送決定内容を脇に置かず、裁判を真摯に誠実かつ公正・公平に進めていただき、歴史の評価に耐えられる審理をしていただきたい。裁判官にとっては数ある仕事のひとつかもしれませんが 私たち一般市民・国民は、裁判所で審理する機会はめったにあるものではありません。それぞれの人生に重大な影響を残すものです。

3 「私の言い分」

私は2012年（H24）12月から約3カ年間、NHKの受信料金の支払いを凍結させていただいています。現在NHKから44000円余りのNHK受信料金の請求を受けています。

何故支払いを凍結したのか。ここ最近特にNHKの報道が「みなさんに信頼されるNHK」ではなくなりつつあり、又「公共放送」の役割から逸脱している事が目立つようになっています。

受信料の凍結を考えた直接的きっかけは、2012年11月国会解散後、NHKが各党・各候補者の政策や主張、選挙活動が公平に伝えたのか。また、政治的争点（原発再稼働・脱原発・消費税の増税・TTP等）がどのように報道されたのか、キャスター・コメンテータ等の論評は公平・正確であったのか疑問に感じたためです。

残念ながら、当時のNHKのニュース報道は、民主・自民の二大政党と維新の会を中心とする「第三極」に関する報道が圧倒的な部分を占めていました。

「NHKニュース7」「ニュースウオッチ9」ではほぼ毎日「二大政党」の動向の後に「第三局」の動きを伝えるパターンが繰り返されていました。「二大政党」偏重の中で、既成の少数政党は、ほとんど後景に追いやられていました。

こうした報道は、選択肢が「二大政党」に対抗するのは、維新などの「第三極」であるという限定された印象を作り出しています。私は、「二大政党」と「第三極」は政策的には「消費税増税」「原発維持」など政策的に真に対決しているとは

言えないものと考えています。NHKはいわば「見せかけの対立」を作り出している役割を担っていたのではないのか等の疑問がありました。

「政党への時間配分の不公平」「憲法を巡る争点の埋没」なども公共放送としての役割より、政権党等への忖度があるのではと疑いたくなるものです。

NHKは13年8月2日に麻生副総理・財務大臣がナチスを肯定する発言「ナチスに学んだら」と発言。NHKは正面からこの発言を取り上げない等公共放送としての役割を逸脱していました。

靱井会長が登場以降は「政府が右と言っているのに左とは言えない」「従軍慰安婦はどここの国にもあった」「秘密保護法は通ってしまったのでいまさら言っても仕方がない」「NHKラジオ番組で原発問題を取りあげようとしたところ、東京都知事選挙を理由にテーマの変更を求められ、出演を取りやめた」ことも判明しています。

最近も熊本地震後の川内原発稼働停止の是非をめぐる議論でも、靱井会長は「原発報道は公式発表をベースにしてほしい」等と情報源を限定するかのような発言までしています。メディアとして様々な角度から見つめ、事実を多角的に伝えるという報道の基本を「放棄」しています。NHKは今やアベチャンネルとまで揶揄されている現状です。

NHKは戦前、大本営発表の道具にされた経緯があります。「国営放送局」ではないはずですが。国民の受信料で運営する公共放送のはずです。

私の思いは、NHKが国民に信頼され公共放送に立ち戻れば、何時でも受信料の支払いを再開するというものです。

私は、長年地方議員をさせていただきました。これまでの経験からして、議会における各議案について少数意見に配慮し賛否の議論を尽くす事が当然とされています。ましてや裁判官が問答無用の審査打ち切りの態度に出るとは想像もしていませんでした。十分な審理を否定する森川裁判官の下では、公正で公平な裁判はとうてい期待できません。

よって訴訟指揮に強く抗議するとともに、森川裁判官の回避・忌避を求めます。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

2016年5月24日

宮内正厳 